

# 測量・建設コンサルタント等

## 1. 対象業務

- ① 測量業務
- ② 土木関係建設コンサルタント業務
- ③ 地質調査業務
- ④ 補償関係建設コンサルタント業務
- ⑤ 建築関係建設コンサルタント業務

## 2. 資格要件について

- ① 登録を希望する業務について、営業に関し法令上必要とする登録を有していること。ただし、法令に基づく登録を要しないものにあつてはこの限りではない。  
※登録が失効した場合には参加資格も直ちに失効します。  
※契約締結権を委任する場合は、委任する営業所が申請する登録の営業を行っていること。
- ② 登録を希望する業務において、申請日の直前 2 年間に業務実績高があること。
- ③ 国税及び地方税を完納していること。（納税猶予を受けている場合も含む。）  
※県税及び市町村税については、愛媛県内に本店又は営業所等を有し、各税が賦課されている場合に完納証明が必要です。  
※納税猶予を受けている場合は、徴収猶予許可通知書が必要です。
- ④ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。  
※加入義務がない方は除く。
- ⑤ 代表者又は役員が暴力団ではないこと。

## 3. 提出書類について

「提出書類」で確認してください。

## 4. 入札参加資格決定後における登録内容の変更について

- ① 入札参加資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。
- ② 資格の有効期間内に新たな業種の追加登録の変更申請が提出された場合は、当該変更事項について期間内は適用しません。

### 【提出書類】

NO	提出書類	摘要	様式
1	入札参加資格審査申請書	・Excel ファイル※PDF 変換不要	指定様式
2	測量等実績調書（営業所ごと）	・営業所ごとに実績がわかるもの	指定様式
3	技術者経歴書（営業所ごと）	・希望業種に測量一般・建築一般を希望されている場合でも、委任先営業所等に資格を持った技術者がいない場合、また、営業所ごとの技術者が確認できない場合には登録できないので、ご注意ください。	指定様式

4	コンサルタント等の証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録証明書⇒測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司法書士、計量証明事業者</li> <li>・現況報告書⇒建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント</li> </ul>	
5	国税納税証明書(未納がない証明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>	
6	県税納税証明書(未納がない証明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>※県税については、入札・契約等権限を持つ営業所のものを添付</li> </ul>	
7	市町村納税証明書(未納がない証明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>※市町村税については、入札・契約等権限を持つ営業所のものを添付</li> </ul>	
8	使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加申請書に実印及び使用印を押印すること。委任状がある場合は、受任者印を使用印とすること。</li> </ul>	指定様式
9	印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人は法務局、個人は市区町村発行のもの。</li> </ul>	
10	商業登記簿謄本又は代表者の身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人のみ、個人の場合は代表者の身分証明書</li> </ul>	
11	営業所一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任先がある場合は必ず添付すること。</li> </ul>	任意様式
12	年間委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札・契約にかかる権限を支店・営業所等に委任する場合提出すること</li> </ul>	任意様式
13	財務諸表等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書</li> </ul>	
14	個人住民税特別徴収にかかる誓約・確認書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税特別徴収が申請条件となっている。</li> </ul>	指定様式

注) 指定様式は内子町HPからダウンロード。

公的機関の発行する各種証明書類等は、申請書提出時点で交付後3か月以内のものを添付してください。